

## 添付書類チェックリスト【電子申請確認用】

- ・電子申請前に、保育施設等入所申請に係る必要書類が揃っているかどうかの確認をお願いします。
- ・証明書関係は、証明日が直近3か月以内のものを提出してください。すでに、3か月以内のものを子ども保育課に提出されている場合は不要です。

保育ができない状況を証明する書類		父	母
就労している方・新しく仕事を開始される方 (常勤・パート)、育児休業中の方 ※源泉徴収票が発行される方	就労証明書(採用予定含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労している方・新しく仕事を開始される方 (自営業・農業) ※源泉徴収票が発行されない方	就労証明書(就労開始予定含む) ※就労状況が客観的に証明できる書類(確定申告書収支内訳書等の写し)をを求める場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出産の方	母子健康手帳の写し等 ※表紙と分娩予定日の分かる部分	/	<input type="checkbox"/>
保護者が病気、ケガの方	診断書(期間及び保育できない旨の記載があるもの) ※入院が概ね1か月以上にわたる場合または常時病臥の場合は診断書にその旨と期間の記載をお願いします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保護者が障がいの方	診断書(期間及び保育できない旨の記載があるもの)と障害者手帳等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同居親族等の介護をしている方	要介護度の確認できる書類(介護保険証・認定結果通知書の写し等) ※要介護認定2以上の場合に限りです。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同居親族等の看護をしている方	看護が必要な方の診断書(期間及び看護の必要な旨の記載があるもの) ※保護者の子どもの看護の場合で、常時病臥の状態の場合は診断書に、その旨の記載をお願いします。 ※保護者の子どもの看護の場合で、身体障害者手帳(1、2、3級)、精神障害者手帳(1、2級)、療育手帳Aのいずれかを所持している場合は、写しをあわせて提出をお願いします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害の復旧にあたっている方	り災証明書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動中の方	ハローワーク受付票の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
学校に在学中の方	在学証明書 ※入学予定のため学証書を用意できない場合は、合格通知書等の提出をお願いします。 入学後に必ず在学証明書の提出が必要になります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	時間割の写し ※履修科目がわかるようにしてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
日中児童を保育することができない65歳未満の同居の祖父母がいる方(新規のみ)	日中児童を保育することができないことのわかる書類 (上記の項目を参考にしてください。) ※同居の祖父母が外国籍の方の場合、在留カード(両面)の写しをあわせて提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当者のみ提出が必要な書類(提出により保育料の軽減が受けられる場合があります。)		該当者
ひとり親家庭の方 ※外国籍の方につきましては、戸籍謄本の代わりに大使館で取得できる「独身証明書」等の提出をお願いします。		
↳ 児童扶養手当を受給している方	戸籍謄本(入所時及び認定区分変更時に提出)と児童扶養手当証書の写し(毎年提出)	<input type="checkbox"/>
↳ 児童扶養手当を受給していない方	戸籍謄本(毎年提出)	<input type="checkbox"/>
離婚調停中の方	家庭裁判所の離婚調停係属証明書	<input type="checkbox"/>
障がい者同居世帯(児童本人を含む)	障害者手帳・特別児童扶養手当証書・障害基礎年金受給者証の写しのいずれか	<input type="checkbox"/>
外国籍の方(保護者のみ)	在留カードの表裏の写し	<input type="checkbox"/>
生活保護の方	生活保護受給証	<input type="checkbox"/>
保育施設等入所児童の上の子が、保育所・認定こども園・幼稚園以外の施設に通っている方	在園証明書	<input type="checkbox"/>

※そのほかご家庭の状況によって、追加の添付書類を依頼する場合があります。ご了承ください。

※甲府市民の方で、他市区町村の保育施設への新規入所を希望される「広域入所」の方は、窓口のみの受付となります。下記子ども保育課へお問い合わせください。

**【問い合わせ先】 甲府市役所 子ども未来部 子ども保育課 電話 055-298-4473**